

# FCAだより

2023年7月発行 vol.5

## FCA活動報告

FCA（一般社団法人日本音楽作家団体協議会）は音楽作家の権利を擁護し社会的地位の向上を図るため、13の音楽作家団体が集まって活動する組織です。

### 2023年度第1回理事会を開催しました



6月9日、2023年度第1回理事会をJASRAC本部理事会室とオンラインを結んでハイブリッドで開催しました。小六禮次郎理事長が議長を務め、CARS（楽譜コピー問題協議会）の2022年度事業について代表幹事を務める菅野由弘理事から報告いただいたほか、著作権対策委員会からの第二次答申、生成AIに関するFCAの意見表明などについて決議いただきました。

・写真はJASRAC本部理事会室とオンラインで開催した会議の様です

### 新役員が決まりました



6月9日、2023年度第1回理事会に引き続き定時社員総会と臨時理事会を開催して新役員を選任しました。任期は2025年の定時社員総会までとなります。

**会長** 石原信一 **理事長** 小六禮次郎

**常任理事** エンドウ. / 大谷明裕 / 奥慶一 / 高畠じゅん子 / 山移高寛

**理事** 太田雅友\* / 加藤登紀子\* / 神坂真理子\* / 菅野由弘 / さいとう大三 / 下司愉宇起 / 新庄恭子\* / 関美奈子 / 永井ひろし / 早川史郎\* / 林ゆうき / 桧原さとし\* / 松井五郎 / 松尾祐孝 / 望月吾郎 / 若草恵\* \*新任

**監事** 佐藤雅子 / 山本準 **顧問** いではく / 渡辺俊幸 / 関孝一

FCAでは今後も「FCAだより」を発行して活動をお知らせしていきます

©2023 一般社団法人日本音楽作家団体協議会

# 生成AIに関する意見表明を行いました

2023年6月15日

一般社団法人日本音楽作家団体協議会 (FCA)

## AIによる音楽コンテンツ利用に関するFCAの見解

私たちは、音楽を創ることにかかわる音楽作家全ての権利が守られねばならないと考えています。そして活動をする上で不利益となる、または不利益が想定されることが生じた場合、対策を検討し解決していかなければならないと考えています。

生成AIの学習の過程ではインターネット上から既存の著作物を含む膨大な量の情報が著作権者の許諾なしに収集・複製されており、また第三者が生成AIの機能を使って著作物を無断で改変して別の作品として公開する行為も生じています。生成AIの学習の過程において著作物が無断・無秩序に利用されることで創作者が不利益を被るおそれがあります。

2019年1月1日に改正施行された著作権法では、第30条の4として「著作物は、(略)当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。(略)」ことが定められました。

同条は生成AIにおいて著作物を権利者の許諾なしに利用することができる根拠規定とされています。しかしながら上記改正の審議の過程で強調されたことは、日本発のイノベーションを促すための法改正で、日本版検索エンジンの開発のために著作物を利用するということであって、人が知覚を通じて著作物を享受するものではないということでした。また現在の生成AIのように元となった著作物そのものと類似する性質を持つデータを生成する利用を念頭に置いた法改正ではありませんでした。

然るに生成AIの開発が急速に進むなか、創作者の権利の保証に関する議論はなおざりにされたままで、現下AI技術の進歩に法制度や社会制度が追いついていないと言わざるを得ません。このままでは創作者の権利が不当に害されて不利益が生じることが充分想定されます。

2023年4月29日及び30日、G7のデジタル・技術相会合が群馬県高崎市で開かれるにあたり、松本剛明総務大臣は同月27日の衆議院総務委員会において「生成AIが急速に普及し、開発や規制の在り方が議論になっている。著作権や知的財産権などの課題についても指摘されており、開発の振興、利活用の推進、適切な規制という3つの観点がいずれも重要だ」と答弁されています。

また同デジタル・技術相会合の成果として同月30日、G7加盟国は閣僚宣言及び附属書を採択し、「責任あるAIとAIガバナンスの推進」として「生成AIを含むAIに関する今後の機会や課題に関する将来の政策や社会のニーズについて、関連するすべてのステークホルダーとの協力を強化する」アクションプランに合意し、生成AIについて早急に議論の場を持つことを宣言しています。

この機にFCAは「現行著作権法における権利制限規定を見直して、創作者の権利を阻害することなくAI技術の発展と調和を図ること」、「G7デジタル・技術閣僚宣言に基づき早急に生成AIに関する議論の場を設け、創作者をステークホルダー(利害関係者)の一員として協議に参加させること」を政府に求めます。AIの問題は音楽に限らず、文芸や美術、漫画、アニメ、映像等の著作物の創作者にとっても共通かつ喫緊の課題であるはずで、FCAは各分野の創作者と連帯してこの問題解消に取り組んでいくことを表明します。

以上

FCAでは今後も「FCAだより」を発行して活動をお知らせしていきます

©2023 一般社団法人日本音楽作家団体協議会

